



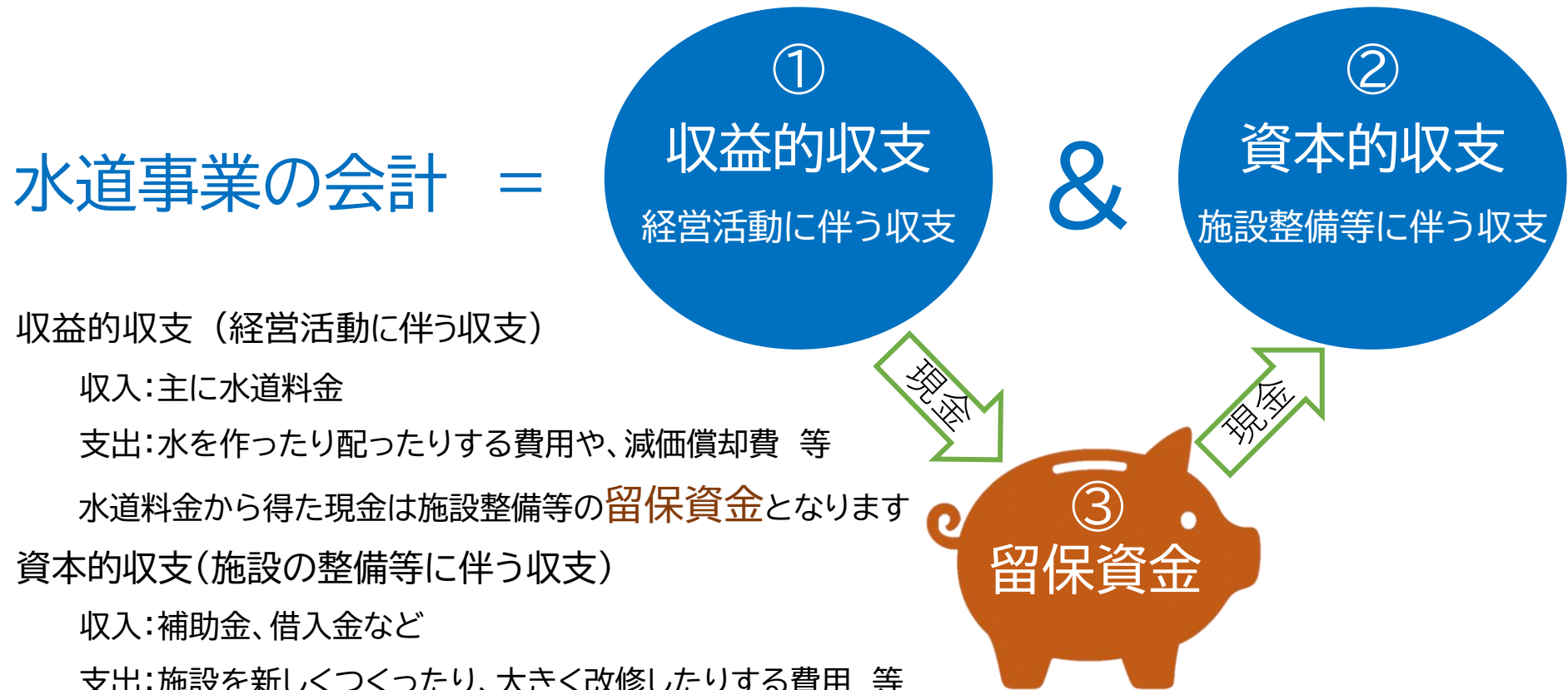
そうだったのか！ 水道事業会計

中空知広域水道企業団

水道事業の会計のしくみ

水道事業の経営は、地方公営企業法という法律により独立して運営しており、必要な費用は、税金ではなく利用者の皆様からいただいた水道料金でまかっています。この経営方式を「独立採算制」と言います。

水道事業の会計のしくみは、次の3つに分かれています。



収益的収支（経営活動に伴う収支）

収入：主に水道料金

支出：水を作ったり配ったりする費用や、減価償却費 等

水道料金から得た現金は施設整備等の**留保資金**となります

資本的収支（施設の整備等に伴う収支）

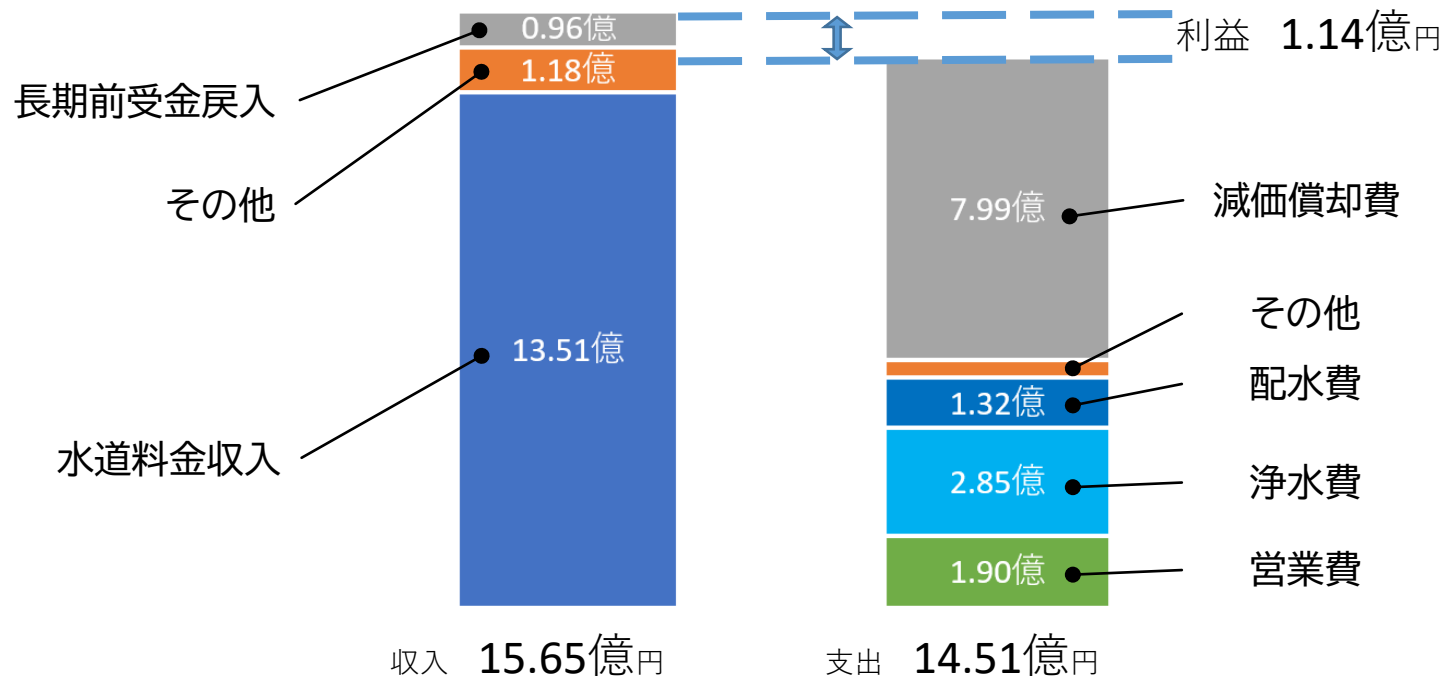
収入：補助金、借入金など

支出：施設を新しくつくり、大きく改修したりする費用 等

設備投資に要する現金は主に**留保資金**から賄われます

① 収益的収支について

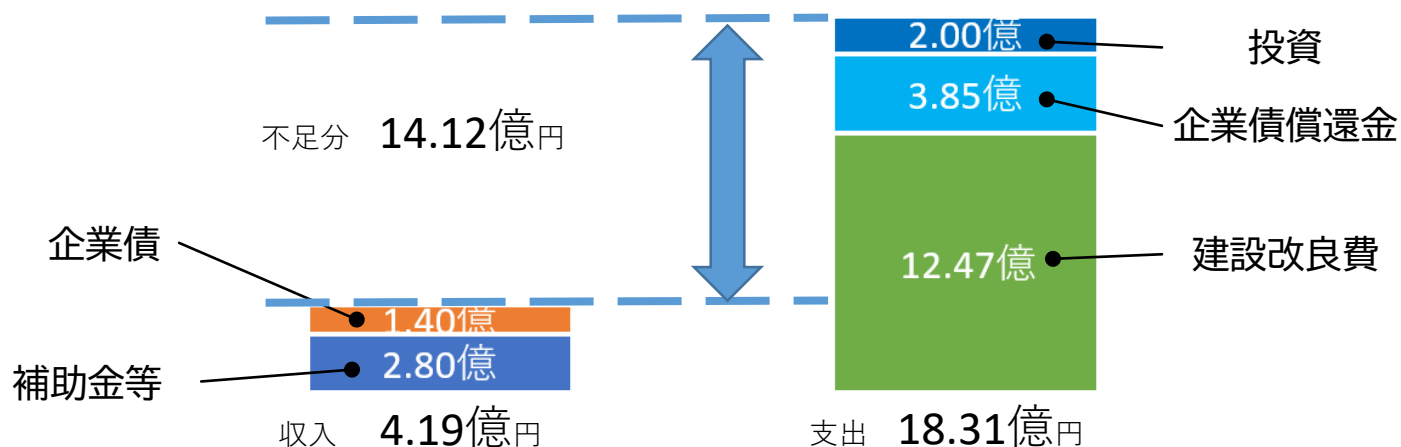
それぞれの会計の中身について、令和 5 年度(2023年度)決算の数字を例に詳しく見てみます。
まずは経営活動に伴う収支である、収益的収支からです。



収入15.6億円に対し、支出14.5億円となっており、約1.1億円の利益です。
(利益の1.1億円は、将来の水道施設を更新するためのお金として積み立てます)。

② 資本的収支について

次に、配水管や水道施設・設備の更新を目的とした収支である、資本的収支です。
老朽化した配水管などの更新が遅れると、漏水や事故リスクが高まるため、計画的に行っています。
こちらは、収入4.2億円に対し、支出18.3億円となっており、14.1億円の不足となっています。
資本的収支では、通常、支出が収入を上回り、不足が発生します。



不足分は、基本的に収益的収支の中で貯まるお金で賄います。
令和 5 年度(2023年度)では、14.1億円の不足を埋めるために、

- ★損益勘定留保資金 7.03億円
- ★過去に溜めていた留保資金 2.83億円
- ★過去に溜めていた施設更新のための積立金(建設改良積立金) 3.46億円
- ★その他(消費税にかかる調整額) 0.79億円

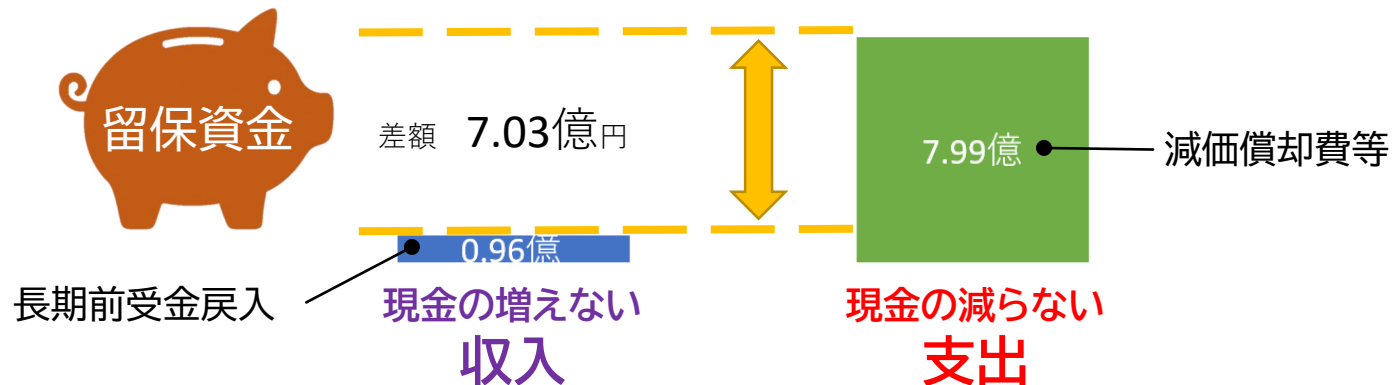
を使います。

③ 資本的収支の不足を埋める「留保資金」とは

収益的収支には、会計上だけの存在で、現実にはお金の動きが発生していないものがあります。

現金の減らない支出(減価償却費[6頁参照]など)と**現金の増えない収入**(長期前受金戻入[7頁参照]など)の差額分は現金として溜まります(損益勘定留保資金)。

留保資金については、当年度の資本的収支の不足額に充てますが、全て充てなくても不足額がまかなえる場合は、次年度以降の施設更新につかうため、損益勘定留保資金として手元に残ります。



差額 7.03億円が、実際には現金が動いていないため、この分の現金が手元に残っており溜まっていることになります。この留保資金が「水道施設・設備の更新」など資本的収支の不足額に充てられることになります。

現金の減らない支出 減価償却費とは？

たとえば、140万円の軽自動車を1台、現金で購入したとします。車を購入すると、それは「固定資産」として、140万円分の財産になります。（購入時点で資本的支出により現金支出）

しかし、140万円の財産としての価値は永遠に保てるわけではありません。車は使えば使うほど劣化していくためです。

というわけで固定資産は、使った分、毎年その価値が下がったとみなされます。会計上、軽自動車は4年で価値を使い切ること※とされており（耐用年数）、140万円で買った車は、4年間、毎年35万円ずつ使ったこととして会計上の支出とします。この支出が減価償却費です。

減価償却費は会計上の支出としているだけで実際に現金が出ていくわけではないため、その分、現金が溜まります。

※帳簿上から消えないように、実際は5%分は残り続けます。

購入時



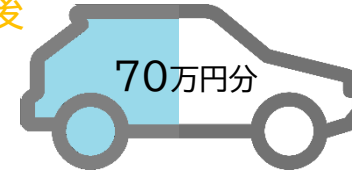
140万円で
軽自動車を取得
（資本的支出）
現金が140万円減少

1年後



下がった価値
35万円を費用計上
（収益的支出）
現金は減っていない

2年後



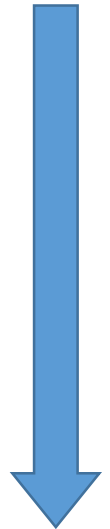
3年後



4年後



法定耐用年数の4年間
35万円を費用計上
（収益的支出）
現金は減っていない



現金の増えない収入 長期前受金戻入とは？

仮に先程の140万円の軽自動車を買うときに、国から補助金40万円を貰っていたとします。

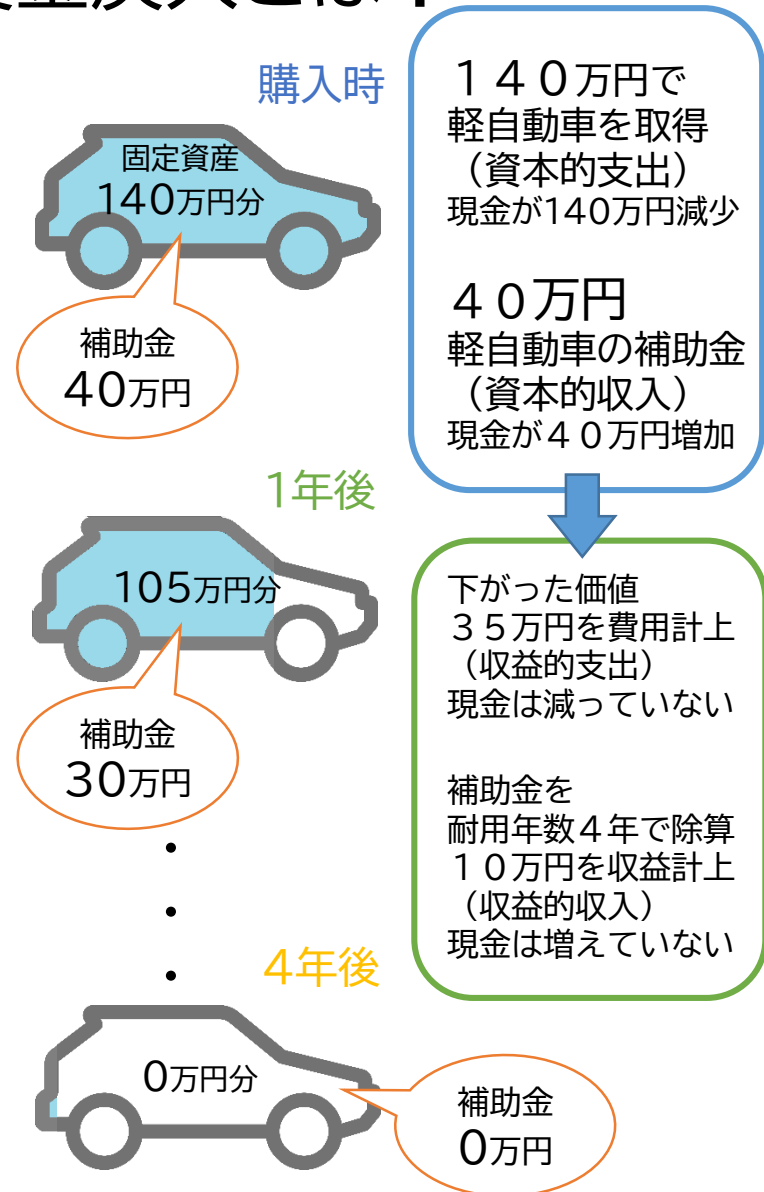
(資本的支出で140万円現金支出し、資本的収入で補助金40万円を現金収入とします)

「長期前受金戻入」は「減価償却費」の収入バージョンで、固定資産の取得時(購入時)にもらった「補助金」を、その固定資産が使える年数で割って、1年分の収入を計算したのになります。

右記の場合、補助金40万円を軽自動車の法定耐用年数である4年で割った10万円を毎年、長期前受金戻入で収益として計上することになります。

国などからの補助金を受けた後に、設備の耐用年数に応じて分割して収入として計上するのが長期前受金戻入と言えます。

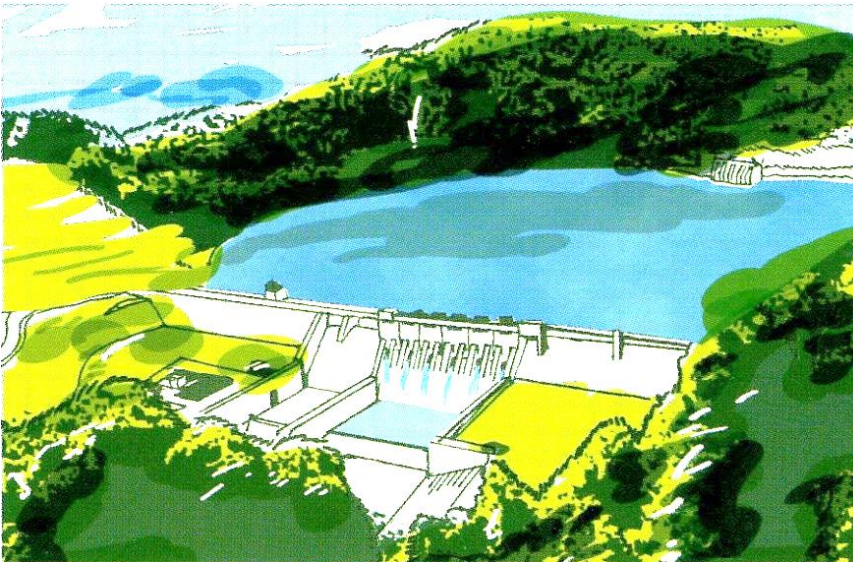
※帳簿上から消えないように、実際は5%分は残り続けます。



駆け足の説明となりましたが、水道事業会計は長期的に安定した経営を目指し、現在の収支だけでなく、将来を見据えた運営を心掛けています。

皆さまが日々使われている水が、このような会計制度のもとで提供されていることを、少しでも知っていただければ幸いです。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。



中空知広域水道企業団
令和7年9月作成